



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第129号)

配信日 平成29年5月30日

### SF商法（催眠商法）

#### 〈相談事例〉

突然男性が訪ねてきて、健康状態を聞いてくるので「腰が痛い」と伝え、これから近所の家で集会を開くから来るようにと言われて行った。営業員が健康について話をしながら「ほしい人」と手を挙げさせ、枕やサポーターを無料で配った。30分ほど話した後布団を出され、「肩こり、腰痛、足の冷えに効く」と言われて20万と高額だったが購入した。いざ使ってみると効果を感じないので、クーリング・オフしたい。(80代、女性)

#### 〈消費者センターからのアドバイス〉

- 日用品等を格安で販売し、お得な気持ちにさせ、ハイハイと手を上げるなどして雰囲気盛り上げた後に、高額な商品を購入させる手口で、SF（催眠）商法といいます。
- いったん会場に入ってしまうと、雰囲気にのまれたり、強引に勧められたりして契約してしまいがちです。「格安」「無料」と誘われても出向かないようにしましょう。
- また、健康用具等の「お試し（無料）体験」などで、「痛みが取れた」「楽になった」と言われ、高額の商品を購入させられる事例もあっています。
- この契約の場合は、クーリング・オフが可能です。クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など、十分に考える余裕のないまま契約をしたときに、無条件で契約を解除できる制度です。契約書面を受け取った日を含む8日間以内に書面で業者に通知します。

※不安になったりおかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

【相談受付時間】火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です（月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です）